

高級車を譲渡したときに、所得税はかかるのか？

減価償却する資産の取得費とは？

個人で購入して自家用車として10年間使っていた自動車を100万円で譲渡したとします。そもそも、その自動車を400万円で購入していたとすれば、譲渡所得は発生しないと勘違いしそうですが、そうではありません。自動車は事業で使っていないでも自動的に減価償却されていき、耐用年数を過ぎると購入価額の5%にまで取得費は下がってしまうのです。

ここで自動車の耐用年数は、自家用車として使っていると、事業で使っていた場合の1.5倍と計算されるので、普通自動車で「9年」、軽自動車で「6年」となります。また、所有期間が5年超の場合には長期譲渡所得となり、下記のように計算します。

長期譲渡所得＝

$$\frac{(\text{譲渡収入} - \text{取得費} - \text{譲渡費用} - \text{特別控除}) \times 1/2}{\text{譲渡費用}}$$

譲渡費用とは、自動車を譲渡するときに発生する仲介手数料などのことであり、特別控除とは最大で50万円となります。また、所有期間が5年以下の場合には短期譲渡所得に該当して、2分の1をかけることができません。

それで、今回の長期譲渡所得は下記となります。

$$\text{長期譲渡所得} = 15 \text{万円}$$

$$= (100 \text{万円} - 400 \text{万円} \times 5\% - 50 \text{万円}) \times 1/2$$

生活用とレジャー用の自動車の違い

自動車の譲渡所得は不動産の譲渡所得とは違って給与や年金などと合算して課税されるため、高額な所得税率がかかる可能性があります。

それでは、個人所有で10年間に渡って自家用車として使っていた自動車を譲渡したら、本当に譲渡所得が発生して所得税がかかってしまうのでしょうか。

今まで、譲渡所得を計算したことがないという人も多いのではないのでしょうか。

実は、所得税法上、生活に通常必要な自動車の譲渡所得は非課税とされているのです。

「なんだ！」と思われたかもしれませんが、一方でレジャー用の自動車のように、生活に通常必要でない

自動車の譲渡所得は課税の対象となるのです。

例えば、自家用車とは別にフェラーリを個人所有していると、その譲渡所得は課税されてしまうのです。特に、フェラーリは価格がほとんど下がらないケースも多く、多額の譲渡所得の発生が予想されます。

国税不服審判所の裁決 (令和2年3月10日)

実際にフェラーリの譲渡所得に対して、税務調査で所得税を追徴された納税者がいます。ところが、この納税者は国税不服審判所において、「フェラーリは減価償却しない資産である」と主張して争ったのです。

もともと、書画、骨とうのように、時の経過によりその価値が減少しない資産は減価償却を行う資産に該当しません。例えば、①古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は稀少価値を有し、代替性のないもの、②美術関係の年鑑等に記載されている作者の制作に係る書画、彫刻、工芸品等のようなものが該当します。

納税者も自分が所有していたフェラーリは、限定モデルであり、全世界での総生産台数が349台と極めて希少性の高い車であり、購入する権利が与えられるのも長年にわたりフェラーリブランドの発展に貢献した者に限られているから極めて希少価値が高いと主張しました。もし減価償却しなくてもよい資産ならば、購入価額よりも低い価格で譲渡すれば、譲渡所得は発生しないことになります。

結論としては、「骨とうに類似するといえる程度の長期間を経てもなお高い価値を維持しているとは言えない」として、フェラーリであっても減価償却すべきと判断されたのです。

納税者は国税不服審判所の裁決を不服として、東京地裁でも争いましたが、令和5年3月9日の判決において、同様の理由で敗訴しています。

自動車だけではなく船舶など、個人所有でレジャー用とみなされる資産を譲渡したときには、忘れずに譲渡所得を計算する必要があります。

2023年9月 ～お仕事備忘録～

今月は地域別最低賃金額の改定が行われます。大幅な引き上げが予定されていますので、最低賃金を下回る従業員がいないかを確認するようにしましょう。

各都道府県で地域別最低賃金額が変わります

今月より地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって適用となる日にちが異なっていますので、金額および発効日を確認しておきましょう。

定時決定の反映と新しい保険料率による控除

定時決定により、9月からは新たに改定された社会保険料が適用されますが、従業員からの社会保険料の控除を翌月に行っている場合、10月から控除することになります。

労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）

労働保険の概算保険料は、年度更新の際に延納申請すると3期に分割して納付することができます。今月は口座振替を利用しない場合の第2期分の納付期限です。

年末にかけての資金繰り計画

年末にかけての年度後半は、賞与資金など大きな支出の他に、様々な諸経費も増える時期です。資金繰りは大丈夫ですか？

下期の資金計画をたてましょう。

資金繰りには売掛金の回収促進や在庫などの管理が重要です。場合によっては、買掛金の支払いなどの遅延が発生してしまい、信用を失う可能性もあります。

未収債権の把握をし、滞留しているものがあれば営業担当者などに回収を促します。

年次有給休暇の付与

4月入社の新入社員の年次有給休暇は通常10月より付与されますので、忘れずに新入社員の年次有給休暇管理を開始しましょう。

セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！

たった5年で売上が7倍<7億円>に！

幹部と一緒に作る！！

経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる！

◎専門家がマンツーマンで丁寧にお教えします！

◎何でも質問OKです！

日程 2023年10月24日(火)
曜

時間 10時～17時(受付9時45分～)

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000円(税抜)【定員5社様】

*おひとり様追加毎に+5,000円(税抜)となります。

お問い合わせ TEL: 097-529-5757

申し込みフォーム:

https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0zibIyPjigL_Oe0V0yB



事務所紹介

HAPPY BIRTHDAY

*9月4日(月) 9月誕生会

9月生まれの方を事務所全員で祝いました。所長よりプレゼントの贈呈がありました。



BlogとFacebookで事務所の様子や職員の日常を紹介しています！
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話: 097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール: soumu@ideasoken.jp